平成２２年（フ）第１３９号
茨城県坂東市上出島1100番地14アピアランス岩井206号、前住所茨城県古河市三杉町２丁目14番３号　グリーンハイム201号
債務者　菅野　竜樹
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１４２号
茨城県坂東市小山2452番地１
債務者　中島　泰之
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１４４号
東京都中央区銀座１丁目25番１―801号、申立時の住所石川県河北郡内灘町字向粟崎４丁目71番地
債務者　舟津　大作
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１９９号
石川県白山市深瀬新町38番地
債務者　岡田　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２００号
金沢市神田１丁目２番15号　神田ビル408号、従前の住所金沢市御影町４番10号、従前々の住所富山市大町20番地２
債務者　黒田　香苗
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２０８号
金沢市泉２丁目20番１号　すいげつ荘10号
債務者　寺岡　賢治
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２１５号
金沢市西念１丁目16番17号
債務者　澤村　清美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２３０号
金沢市御供田町ホ171番地２
債務者　荒井　三六
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２５２号
金沢市横川５丁目451番地　前田マンション106号、従前の住所金沢市横川５丁目56番地
債務者　大聖寺谷デビィーナ
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１９９号
岐阜市則武25番地２、申立時の住所岐阜市石谷982番地２
債務者　児玉　初重
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２２０号
岐阜県関市明生町１丁目４番５―402号
債務者　田中　博次
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２２１号
岐阜県関市明生町１丁目４番５―402号
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３４０号
岐阜県各務原市蘇原熊田町１丁目13番地１
債務者　山崎　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３４６号
岐阜県関市東新町５丁目884番地６
債務者　森　　裕子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３５０号
岐阜市大福町７丁目58番地
債務者　梶浦　太一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３５４号
岐阜県羽島郡岐南町薬師寺３―72―２　レオパレス笠松204、住民票上の住所岐阜県美濃市上野112番地
債務者　劔　あかり（旧姓前原）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３６６号
岐阜市北一色６丁目18番４号
債務者　山田　茂徳
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７３１号
京都府八幡市八幡神原95番地の１　ラジェールＫ・Ｙ205、申立時の住所大津市大江２丁目33番12号
債務者　竹原　　崇
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大津地方裁判所民事部